

1次以降の下請負人に係る社会保険等未加入対策手続フロー

施工体制台帳及び施工体系図兼下請契約調書(以下これらを「施工体制台帳等」という。)により、下請契約日時点での下請負人※1に係る社会保険等※2の加入状況を確認

※1 下請負人とは、建設業法第2条第5項に規定する下請負人をいう(以下同じ。)

※2 社会保険等とは、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険のことをいう(以下同じ。)

